

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良労働会館から奈良県立高等技術専門校までの項中

奈良県高 田しごと iセンター	大和高 市西町
-----------------------	------------

に改め、「（奈良しごとiセンターに限る。）」

奈良県高 田しごと iセンター	大和高田 市幸町
-----------------------	-------------

を削る。

附則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。